

意見書

平成14年7月29日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

「電波有効利用政策研究会」中間報告書に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

「画期的な周波数割当新政策を全帯域に例外なく適用せよ」

要約

(1) 本中間報告書に記載された周波数割当の再配分に関する新施策は、世界的に見ても例を見ない画期的な政策であり、ぜひ積極的に実行して、不効率な帯域を整理し、新規参入者に開放すべきである。その際、カギとなるのは周波数の再配分計画をどれだけ迅速かつオープンな形で策定できるかどうかだ。またその際、無線技術進化の方向を見極めるために、電波特区のような実験区域を作るのが適当であろう。

(2) ただし、本政策の導入に当たっては、既存の周波数割当・再配分計画との整合性を確保すべきである。特に2000億円を超える国費が投入されることとなる、地上波デジタル移行計画との政策的整合性を整理すべきであろう。(その際、デジタル放送の移行計画も本報告書の政策案で移行させることが望ましい)

(3) この政策は、画期的ではあるが、残存簿価による給付金を原則としている点を巡り、特に代替周波数が用意されない場合等、既存免許人からの激しい反発が予想される。それ故、周波数を巡る紛争処理のスキームを強化し、異議申立て等によって割当が遅延する事のないようにすることが肝要だと思われる。またその際、紛争処理プロセス、あるいは代替周波数の策定・割当計画の決定過程は、可能な限り公開するべきである。

本文

■迅速な周波数再配分計画の策定と、技術的実証の制度を確立せよ

本中間報告書に掲げられた、給付金制度を軸とした迅速な周波数再配分計画の導入は、極めて高く評価されるべきである。特に、5年以内の再配分を具体的に制度化する、という部分は、従来周波数の割当に長い時間がかかってしまったため、結果的に技術の実用化を遅らせ、結果的に優れた技術が陳腐化し、市場拡大のチャンスを逸しさせてしまった事例(例えば、3G携帯電話等)もあることから、ますますスピードを速める、技術の進歩に政策当局としても対応しようとする姿勢を明確化した点は画期的である。また、その際、給付金を支給することで立ち退かせるという、従来の政策とは異なる、スピード重視の姿勢を打ち出した点は高く評価できるだろう。

また、世界的にも例を見ない低コスト(残存簿価ベースでの給付金)を基本と

51 しており、電波利用料からの支出もおそらく可能なレベルで、周波数の再編、再
52 配置が可能になるなど、国家財政の観点からも優れた政策といえる。

53 ただし、問題は、周波数を再配分することを決める過程である。特に無線の世
54 界は、干渉が発生した場合、当該周波数が「死んでしまう」状態になるなど、極
55 めてデリケートな問題が指摘される。一方、技術の進歩は、世界各地で新しい無
56 線の利用形態、伝送帯域の拡大を可能にしている。我が国の場合、既存の周波数
57 帯域の割当にとらわれず、何が優れた技術で、何の技術が周波数上無理があるの
58 か、という点を見極めることで、今回の迅速な再配分を目指した政策はより効果
59 が上がるものと期待される。

60 本中間報告では、周波数の再配分計画については、周波数利用状況の公開と、
61 それに対しての意見募集を軸にした、手続きの透明化を謳っているが、それに加
62 えて、FCC等で行っているように、専門家によるリサーチ・グループを公開／非
63 公開、あるいはメンバーシップの指定／自由参加等の複数のレイヤで設置し、そ
64 の議論の過程を公開することで、相当程度、多様な意見の集約と検討が可能にな
65 ると思われる。またその際、技術的な実証に関しては、周波数の届け出ベースで
66 の実験的な利用を可能にする、いわゆる電波特区を離島等、周波数使用状況に余
67 裕のあるエリアに設置し、各メーカーや、技術者、大学等に開放することで、周
68 波数再配分プロセスの迅速化に資するべきである。本中間報告では、ソフトウェ
69 ア無線、あるいはキャリア・センシング等の技術の検討可能性について述べてい
70 るものの、電波特区に対する言及がないのは残念である。今後検討すべきであろ
71 う。

72
73
74 ■本中間報告で掲げられた新しい周波数再配分政策は、例外なく全帯域に適用す
75 べきである。

76
77 前項で述べたように、極めて高く評価される今回の施策であるが、現在、地上
78 波デジタル放送を巡っての周波数移動、施設設備交換等に対しての国費補助が計
79 画されている。これには、およそ2000億円を超える費用がかかるものと推定され
80 ているが、今回の残存簿価をベースとした周波数再配分政策を適用すれば、2000
81 億円もの巨費を投じずとも（電波利用料の前借りもせず）、解決できるのではな
82 いだろうか。（テレビ局の設備更新に関しては、政府系金融機関の貸し付け枠の
83 付与等、直接の国費投入ではなく、別の手段で支援をすべきであると考える）

84 今回の新政策がいかに優れたものであったとしても、その実際の適用が、例外
85 だらけということでは、再配分政策の趣旨（新規参入の促進）がねじ曲げられて
86 しまうばかりか、法の下での平等の原則にも反することになる。

87 電波は公共の財産であり、テレビ局の私有財産ではない、ということをしっかり
88 認識させ、他の既存免許人に対しても、この原則を徹底させることが必要であ
89 る。それゆえ、本報告書に掲げられた周波数再配分計画は、例外なく、すべての
90 帯域に対して実施されるべきである。

91 また、代替周波数の確保、あるいはファイバー等への移行に関しては、前項で
92 述べたような、新規技術の開発（ソフトウェア無線、あるいはオーバーレイ技術
93 等）を通じた新規周波数供給元の確保、あるいは既存敷設済みファイバ（ダーク
94 ファイバ）の適正な価格での開放、接続確保等、電波だけではなく、情報通信政
95 策全般に渡って、総合的な観点から実施するべきである。

96
97
98 ■紛争処理制度をもっと強固なものにすべきである。

99
100 本報告書で述べられている周波数再配分計画は、極めて大胆かつ効果的なもの

101 ではあるが、それでも、既存免許人からの反発は避けられないと考えられる。そ
102 の際の紛争処理のスキームを整備しておくことは、このような、ある意味強権の
103 発動とも受け取れる政策を実施する際には必須の事項であると考えられる。

104 現行電波法では、紛争処理スキームが、大臣決定への異議申立て(83条)を通じ
105 た電波監理審議会への付議(85条)、あるいは異議申立てに対する決定(96条の2)
106 の取消しを求める訴訟の提起に限られている。この体制では、多数の紛争処理に
107 対応できるものとは言えない。例えば、電波部のスタッフ、あるいは審議会の委
108 員は、紛争処理だけではなく、通常の業務・審議にも従事している。その種の通
109 常業務にも、もし多数の異議申し立て・訴訟が殺到した際には深刻な影響が出る
110 と考えられる。あるいは技術的に異議申し立ての判断が難しくなってしまった際
111 には、結果的に周波数の再配分が滞ってしまい、新技術の市場化を阻害すること
112 になりかねない。実際に、米国では新規周波数への切り替えを拒んだ既存事業者
113 の例もあり（デジタル放送）、このようなデッドロック状況に陥る可能性は非常
114 に高いと言えるだろう。そのため、強力な紛争処理スキーム（専任の部署とスタッ
115 フ、あるいは行政委員会の設置等）を同時に準備しておくことが必要だと考える。
116 なお、このような紛争処理スキームも、前項のように、情報通信政策全般に渡っ
117 て整備が必要な事項である（例えば、管路(Right of Way)の開放を巡る紛争処理
118 等）ので、総務省全体で検討を進めるべきであると考えられる。

119 ちなみに、前に述べた電波特区を実現することで、代替手段等の検討含め、こ
120 の技術的な可否が迅速に判断可能になると期待される。この点からも、電波特区
121 の実現は、非常に意味深いものといえるのではないだろうか。

122
123
124 (以 上)